

社会福祉法人戸出福祉会
高岡市だいがデイサービスセンター
(通所介護・介護予防通所介護相当)

重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 通所介護及び介護予防通所介護相当の内容

- (1) 利用日 毎週日曜～土曜日（下記休業日以外は営業）
- (2) 営業時間 午前 7 時 0 0 分 ～ 午後 7 時 0 0 分
 利用時間 午前 8 時 0 0 分 ～ 午後 5 時 0 0 分
 延長利用 対応可能
- (3) 休業日 ① 12 月 31 日 ～ 翌年 1 月 2 日（3 日間）
 ② 8 月 15 日 ～ 8 月 16 日（2 日間）
- (4) 利用場所 高岡市醍醐 1257
 高岡市だいがデイサービスセンター
- (5) 利用可能設備 食堂・日常動作訓練室
 浴室（一般浴・特殊浴）
- (6) 1 日の定員 45 名（通所介護及び介護予防通所介護相当の合計）
- (7) 管理者 野村 幸伸
- (8) 事業所番号 1670201373
- (9) 指定年月日 平成 12 年 10 月 1 日

2. 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

3. 職員の体制（通所介護と介護予防通所介護相当の両サービスに対応）

職	職務内容	人員数
管理者	職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1 名
生活相談員	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。	提供時間帯を通じて専従で 1 以上確保される必要数
介護職員（兼務を含む）	通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握するとともに、利用者に対し的確な介助を行う。	提供時間帯を通じて専従で 9 以上確保される必要数
看護職員	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。看護師は機能訓練指導員を兼務する場合がある。	提供時間帯を通じて専従で 1 以上確保される必要数
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上を図るための計画、訓練指導、助言を行う。機能訓練指導員は理学療法士、作業療法士及び看護師が行う。	理学療法士 1 名 作業療法士 1 名 看護師 1 名
管理栄養士 （同一建物内に配置）	食事の献立の立案や栄養改善サービスを行います。	1 名

※ 職員体制は多少変動することがありますが、運営基準以下になることはありません

4. 料金について（詳細は別表「料金一覧表」参照）

介護保険の給付対象となる料金

（通所介護）

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 基本単位 | … 1 回のご利用につき、基本的にかかる料金 |
| ② 入浴介助加算Ⅰ | … 入浴介助を行った場合、1 日につき加算 |
| ③ 入浴介助加算Ⅱ | … 利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。利用者の身体の状態や居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、計画に基づき居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行う場合に加算 |
| ④ 個別機能訓練加算Ⅰイ | … 少人数グループに対して機能訓練動員が直接行った場合、1 日につき加算 |
| ⑤ 個別機能訓練加算Ⅰロ | … 機能訓練指導員が1 日を通して配置しており、少人数グループに対して機能訓練指導員が直接行った場合、1 日につき加算 |
| ⑥ 個別機能訓練加算Ⅱ | … 個別機能訓練加算Ⅰに加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合に加算 |
| ⑦ 中重度者ケア体制加算 | … 要介護3 以上の利用者が3 0 %を超え、必要な職員数を配置している場合に加算 |
| ⑧ サービス提供体制強化加算Ⅰ | … 事業所の介護職員の総数（常勤換算）における介護福祉士の有資格者が7 0 %を超えている場合、または、勤続10 年以上の介護福祉士の有資格者が2 5 %を超えている場合に加算 |
| ⑨ 認知症加算 | … 認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する場合に加算 |
| ⑩ 科学的介護推進体制加算 | … 利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算 |
| ⑪ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | … 食費やおむつ代など介護保険給付対象外のものを除く、介護保険にかかる全ての利用単位数に0. 0 9 2 を掛けたものを算定し加算 |
| ⑫ 送迎を行わない場合の減算 | … 送迎を実施していない場合が対象（家族による送迎等） |
| ⑬ ADL 維持等加算 | … 一定期間における利用者のADL の値が維持または改善した場合加算 |
| ⑭ 業務継続計画策定未実施の場合の減算 | … 業務継続計画策定未実施の場合が対象 |
| ⑮ 高齢者虐待防止措置を行わない場合の減算 | … 高齢者虐待防止措置を行わない場合が対象 |

（介護予防通所介護相当）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 基本単位 | … ご利用にあたり、基本的にかかる料金（ひと月定額） |
| ② サービス提供体制強化加算Ⅰ | … 事業所の介護職員の総数（常勤換算）における介護福祉士の有資格者が7 0 %を超えている場合、または、勤続10 年以上の介護福祉士の有資格者が2 5 %を超えている場合に加算 |
| ③ 科学的介護推進体制加算 | … 利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算 |
| ④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ | … 食費やおむつ代など介護保険給付対象外のものを除く、介護保険にかかる全ての利用単位数に0. 0 5 9 を掛けたものを算定し加算 |
| ⑤ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ | … 食費やおむつ代など介護保険給付対象外のものを除く、介護保険にかかる全ての利用単位数に0. 0 1 2 を掛けたものを算定し加算 |
| ⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算 | … 食費やおむつ代など介護保険給付対象外のものを除く、介護保険にかかる全ての利用単位数に0. 0 1 1 を掛けたものを算定し加算 |

※ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 介護保険の利用者負担割合が2 割、3 割となっている場合、介護保険の自己負担分の料金が2 倍、3 倍となります。

※ 上記の利用料に下記の介護保険給付対象外の料金を利用分加算します。

介護保険の給付対象外の料金

- | | |
|--------|---------------|
| ① 食事料金 | … 別紙利用料金表のとおり |
|--------|---------------|

- ② 紙おむつ・紙パンツ・ … 使用した枚数分の実費相当額
パッド代
- ③ 利用キャンセル料 … ご利用開始から2時間以内に体調不良等の理由により、ご利用者が帰宅した場合、キャンセル料（食材料費を含む）をいただきます。
- ④ 無断での中止 … 事業所への連絡がなく利用をキャンセルし、事業所において食事の準備が行われた場合には、食事料金を負担していただきます。
- ⑤ 介護保険給付支給額 … 介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担（10割）となります。
上限超過
- ⑥ 理容サービス代金 … 理容サービスを利用された場合は実費を負担していただきます。
- ⑦ その他 … 利用にあたり発生した個別の費用を実費負担していただきます。
(例：連絡ノートを入れるクリアケース代など)

支払い方法

利用料金は、現金又は、指定された金融機関の口座より毎月22日に引き落としをさせていただきます。
引き落とし手数料100円＋消費税が金融機関にかかります。

5. サービス内容（通所介護）

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
- (2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- (3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
- (5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
※送迎時に実施した居宅内介助等は、1日につき30分以内として通所介護の所要時間に含める。

6. サービス内容（介護予防通所介護相当）

- (1) 共通的服务
- (2) 選択的サービス
- (3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。

7. 事業実施地域

- ① 高岡市全域
- ② 砺波市(石丸・高波地区)

8. サービス提供記録について

- (1) 午前9時から午後5時までの間、閲覧を希望された場合に、利用者個人のサービス提供記録を閲覧することができます。ただし、事前にお申し出ください。
- (2) サービス提供記録はその完結の日から5年間保存しています。

9. 健康上の理由による中止

- (1) 朝の送迎時に、風邪や病気の症状が見られた場合には、当日のサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービスの提供を中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合もサービスを中止することがあります。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をするなど必要な措置を行います。
- (4) 感染症が流行すると予想される時は、利用者への感染防止のために、ご利用を制限させていただくことがあります。その時は事前に事業所よりご連絡いたします。

10. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 通所介護及び介護予防通所介護相当の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意していただきます。

- (2) 認定調査が行われる前にサービスを利用された方が、死亡もしくは何らかの理由により利用中止となった場合、介護保険適用時のサービス費にあたる費用を1回あたり一律1,000円とし、介護保険給付対象外の料金(食事代等)の実費と合わせて金額を請求させていただきます。

11. 緊急時等における対応方法

現にサービスの提供を行っている際に、利用者の状態が急変した場合及び、突発的な事故が発生した場合は、その家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡するなど、必要な措置を行います。

12. 非常災害対策

天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

13. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、県、市、家族、緊急連絡先、担当の居宅介護支援事業所、管理者に連絡をし、必要な措置を講じます。

- (1) 事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの整備や研修を開催するなど事故防止に努めます。
- (2) 事故の状況及び採った措置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- (3) 必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

14. 相談・要望・苦情等の窓口

通所介護に関する相談・要望・苦情等は下記の機関までお申し出下さい。

相談窓口		
①	高岡市だいがデイサービスセンター	住所：高岡市醍醐1257 電話番号：0766-62-0270
	苦情受付責任者	高岡市だいがデイサービスセンター 所長
	苦情受付窓口担当者	高岡市だいがデイサービスセンター 生活相談員
法人窓口		
②	だいが苑事務所	住所：高岡市醍醐1257 電話番号：0766-62-0010

行政機関・その他受け付け機関		
③	高岡市高齢介護課	住所：高岡市広小路7-50 電話番号：0766-20-1365
④	砺波地方介護保険組合	住所：砺波市栄町7-3 電話番号：0763-34-8333
⑤	砺波市高齢介護課	住所：砺波市栄町7-3 電話番号：0763-33-1111
⑥	富山県国民健康保険団体連合会	住所：富山市下野字豆田995-3 電話番号：076-431-9827
⑦	富山県福祉サービス運営適正化委員会	住所：富山市安住町5-21 電話番号：076-432-3280

15. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和2年10月12日
実施した評価機関の名称	介護福祉施設に関する有識者
評価結果の開示状況	なし

16. 個人情報の取扱いについて

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適性かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを

遵守し、個人情報の保護を図ります。

- | | | | |
|---------------|---|------------------|-------|
| ・ 個人情報相談窓口 | … | 高岡市だいがデイサービスセンター | 生活相談員 |
| ・ 個人情報統括責任者 | … | 高岡市だいがデイサービスセンター | 所長 |
| ・ 個人情報統括文書管理者 | … | 高岡市だいがデイサービスセンター | 所長 |
| ・ 個人情報管理責任者 | … | 高岡市だいがデイサービスセンター | 所長 |
| ・ 個人情報管理者 | … | 高岡市だいがデイサービスセンター | 生活相談員 |
| ・ 個人情報文書管理者 | … | 高岡市だいがデイサービスセンター | 生活相談員 |

以上、通所介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明をおこないました。
高岡市だいがデイサービスセンター

職 名 生活相談員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、高岡市だいがデイサービスセンターのサービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者(利用者本人)

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印

続 柄

だいがデイサービス（通所介護）
料金一覧表（令和 7 年 4 月 1 日～）

【デイサービス利用料】 ※下段の太字が 1 日あたりの自己負担額（1 割）になります。

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	備考
① 2 時間以上 3 時間未満 ② 3 時間以上 4 時間未満 ③ 4 時間以上 5 時間未満 ④ 5 時間以上 6 時間未満 ⑤ 6 時間以上 7 時間未満 ⑥ 7 時間以上 8 時間未満 ⑦ 8 時間以上 9 時間未満 ⑧ 9 時間以上 10 時間未満 ⑨ 10 時間以上 11 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	2,720 272	3,110 311	3,510 351	3,920 392	4,320 432	※通常 1 回の利用は 7 時間以上 8 時間未満となります。 ※送迎の料金は基本単位に含まれて います。 ※ご家族様で送迎をされる場合 は、片道につき 47 単位引かせて いただきます。
	3 時間以上 4 時間未満	3,700 370	4,230 423	4,790 479	5,330 533	5,880 588	
	4 時間以上 5 時間未満	3,880 388	4,440 444	5,020 502	5,600 560	6,170 617	
	5 時間以上 6 時間未満	5,700 570	6,730 673	7,770 777	8,800 880	9,840 984	
	6 時間以上 7 時間未満	5,840 584	6,890 689	7,960 796	9,010 901	10,080 1,008	
	7 時間以上 8 時間未満	6,580 658	7,770 777	9,000 900	10,230 1,023	11,480 1,148	
	8 時間以上 9 時間未満	6,690 669	7,910 791	9,150 915	10,410 1,041	11,680 1,168	
	9 時間以上 10 時間未満	7,190 719	8,410 841	9,650 965	10,910 1,091	12,180 1,218	
	10 時間以上 11 時間未満	7,690 769	8,910 891	10,150 1,015	11,410 1,141	12,680 1,268	
⑩入浴介助加算 I		400 40					入浴サービスを利用した場合に加算
⑪入浴介助加算 II		550 55					入浴計画に基づき、居宅の状況に近い 環境にて入浴介助を行う場合に加算
⑫個別機能訓練加算 （I）イ		560 56					専従の機能訓練指導員が機能訓練を 個別及び少人数グループにて行った 場合に加算
⑬個別機能訓練加算 （I）ロ		760 76					専従の機能訓練指導員が 1 日を通して 配置され、機能訓練を個別及び少人数 グループにて行った場合に加算
⑭個別機能訓練加算 II（月に 1 回）		200 20					個別機能訓練加算 I に加えて、機能訓 練内容等を厚生労働省に提出し、フィ ードバックを受けている場合に加算
⑮科学的介護推進体 制加算（月に 1 回）		400 40					心身の状況等の基本情報を厚生労働 省に提出し、サービスの提供に当たっ て必要な情報を活用する場合に加算
⑯ADL 維持等加算 I （月に 1 回）		300 30					利用者 ADL の値が維持または改善した 場合に加算
⑰中重度者ケア体制 加算		450 45					要介護 3 以上の利用者が 30%を超え、 必要な職員数を配置している場合に 加算
⑱認知症加算		600 60					主治医から日常生活自立度にⅢ以上 と判定を受けた場合に加算
⑲サービス提供体制 強化加算 I		220 22					事業所の介護福祉士の割合が 70%以 上、または勤続 10 年以上の介護福祉 士の割合が 25%以上の場合に加算
⑳介護職員等処遇改 善加算（I）		1 日の総単位 × 0.092					1 日の総単位の 9.2%を加算
基本利用合計金額 ⑥+⑩+⑬+⑰+⑱+ ⑲+⑳		984	1,114	1,248	1,382	1,519	※基本単位①～⑨のご利用時間に より、合計金額は変わります。

※裏面にも記載あります。

※介護保険の利用者負担割合が2割、3割となっている場合、介護保険の自己負担の料金が2倍、3倍となります。

※入浴介助加算Ⅰ、Ⅱについては、どちらか一方のみの算定となります。

※個別機能訓練加算Ⅰイ、個別機能訓練加算Ⅰロは同日に2つを算定することではなく、どちらか一方になります。職員の体制により変動します。

※科学的介護推進体制加算、個別機能訓練加算Ⅱ、ADL維持等加算は月に1回のみ算定となります。個別機能訓練加算を算定されていない方は、個別機能訓練加算Ⅱは算定されません。

【介護保険の給付対象外の料金】

- ・ 食材料費及び加工費 …… 昼食＋おやつ代 700 円（朝食 450 円、夕食 600 円）
- ・ 紙おむつ・紙パンツ・パッド代 …… 使用した枚数分の実費相当額
- ・ キャンセル料 …… サービスのキャンセル料はかかりませんが、サービスの利用がキャンセルとなり食事の中止が間に合わない場合は、給食費が加算となります。
- ・ 無断での中止 …… 事業所への連絡がなく利用をキャンセルし、昼食の欠食届けが間に合わなかった場合（10：00 まで）には、給食費を負担していただきます。
- ・ 介護保険給付支給額上限超過 …… 介護保険給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担（10 割）となります。
- ・ 理容サービス代金 …… 理容サービスを利用された場合は実費を負担していただきます。（2100 円）
- ・ 引き落とし手数料 …… 利用料金のお支払いの際は、引落とし手数料が 100 円＋消費税が金融機関にかかります。
- ・ その他 …… 利用にあたり生じた個別費用を負担していただきます。
（例：連絡ノートを入れるクリアケース代（100 円＋税）など）

だいきデイサービス（介護予防通所介護相当）
利用料金一覧表
（令和6年6月1日～）

デイサービス利用料 料金は月額定額です。下段の太文字が自己負担額（1割）となります。

	要支援1	要支援2	
① サービス利用に係る料金	17,980	36,210	共通サービス 送迎、入浴を含む
	1,798	3,621	
② サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	880	1760	事業所に介護福祉士の有資格者が70%以上または勤続年数10年以上の介護福祉士の有資格者が25%以上配置されている場合に加算
	88	176	
③ 科学的介護推進体制加算	400	400	心身の状況等の基本情報を厚生労働省に提出し、サービス提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算
	40	40	
④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月の単位数×0.092	1月の単位数×0.092	1月の単位数の9.2%を加算
⑤ 基本利用合計金額 ①＋②＋③＋④	2,103	4,190	（※） サービス費は月額ですが、食費は利用回数分の請求となります。
1ヶ月の請求額 ⑦＋（食費650×利用回数）	2,103 ＋ （@700×利用回数）	4,190 ＋ （@700×利用回数）	

- 施設が送迎を行わない場合、片道につき47単位減算されます。
- 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- 上記の利用料に下記の予防給付対象外の料金を利用分加算します。
- 介護保険の利用者負担割合が2割、3割となっている場合、介護保険の自己負担分の料金が2、3倍となります。

介護保険の給付対象外の料金

- | | |
|--------------------|--|
| （1） 食材料費及び加工費 | … 朝食450円、昼食700円、夕食600円 |
| （2） 紙おむつ・紙パンツ・パッド代 | … 使用した枚数分の実費相当額 |
| （3） キャンセル料 | … サービスのキャンセル料はかかりませんが、サービスの利用がキャンセルとなり食事の中止が間に合わない場合は、給食費が加算となります。 |
| （4） 無断での中止 | … 事業所への連絡がなく利用をキャンセルし、昼食の欠食届けが間に合わなかった場合（10時00分まで）には、給食費の実費分を負担していただきます。 |
| （5） 理容サービス代金 | … 利用された場合は実費を負担していただきます（2100円）。 |
| （6） その他 | … 利用にあたり発生した個別の費用を実費額負担していただきます。（例 連絡ノートを入れるクリアケース代など） |

社会福祉法人戸出福祉会
高岡市だいがデイサービスセンター
第1号通所事業（通所型サービスA）

重要事項説明書

（令和6年6月1日現在）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

- （1） 事業所名 高岡市だいがデイサービスセンター
- （2） 利用日 毎週土曜日（下記休業日以外は営業）
営業時間 午前 7時00分 ～ 午後7時00分
利用時間 午前 9時00分 ～ 午後4時00分
延長利用 対応不可
- （3） 休業日 ① 12月31日 ～ 翌年1月 2日（3日間）
② 8月15日 ～ 8月16日（2日間）
- （4） 事業所所在地 高岡市醍醐1257番地
- （5） 利用可能設備 食堂・日常動作訓練室・浴室（一般浴・特殊浴）
- （6） 1日の定員 5名
- （7） 管理者 野村 幸伸
- （8） 事業所番号 1670201373
- （9） 指定年月日 令和3年 7月 1日

2. 事業の目的及び運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことを目的とし、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3. 提供するサービスの内容

通所型サービスは、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話 及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護職員	併設事業所からの対応可能
介護職員	常勤 1人

5. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。（別表「利用料金一覧表」参照）

（1）通所型サービス（緩和した基準によるサービス）

- ① 基本単位 … 利用の際に基本的にかかる料金（1日か半日の利用、送迎の有無、入浴の有無、介護度や利用回数に応じて料金が変わります）
- ② 科学的介護推進体制加算 … 利用者ごとの、A D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算
- ③ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ … 介護職員の賃金の改善を図る加算。

（2）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき700円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1回につき実費相当分をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品、機能訓練等に使用する個人用の材料など）について、費用の実費をいただきます。 (例:利用カレンダーを入れるクリアケース代(100円+税)など)

（3）キャンセル料

事業所への連絡がなく利用をキャンセルし、昼食の欠食届けが間に合わなかった場合（10時まで）には、昼食費の700円を負担していただきます。

（4）支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

利用料金は、現金又は、指定された金融機関の口座より毎月22日に引き落としをさせていただきます。引落し手数料100円＋消費税が金融機関にかかります。

7. 事業実施地域

高岡市全域

8. サービス提供記録の閲覧

午前9時から午後5時までの間、閲覧を希望された場合に、利用者個人のサービス提供記録を閲覧することができます。ただし、事前にお申し出ください。

9. 健康上の理由による中止

- （1） 朝の送迎時に、風邪や病気の症状が見られた場合には、当日のサービスの提供をお断りすることがあります。
- （2） 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービスの提供を中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- （3） ご利用中に体調が悪くなった場合もサービスの提供を中止することがあります。又、必要に応じて速やかに主治医に連絡をするなど、必要な措置を行います。

- (4) 感染症が流行すると予想されるときは、利用者への感染防止のために、ご利用を制限させていただくことがあります。その時は、事前に事業所よりご連絡いたします。

10. サービス利用に当たっての留意事項

介護予防通所介護の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意していただきます。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

現にサービスの提供を行っている際に、利用者の状態が急変した場合及び、突発的な事故が発生した場合は、その家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡するなど、必要な措置を行います。

13. 相談・要望・苦情等の窓口

通所型サービス（緩和した基準によるサービス）に関する相談・要望・苦情等は下記の機関までお申し出下さい。

相談窓口		
①	高岡市だいがデイサービスセンター	0766-62-0270
	苦情受付責任者	高岡市だいがデイサービスセンター 管理者
	苦情受付窓口担当者	高岡市だいがデイサービスセンター 介護職員
法人窓口		
②	だいが苑事務所	0766-62-0010
行政機関・その他受け付け機関		
③	高岡市高齢介護課	0766-20-1365
④	富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9827

14. 個人情報の取扱について

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適性かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

- ・ 個人情報相談窓口 … 高岡市だいがデイサービスセンター 介護職員
- ・ 個人情報統括責任者 … 高岡市だいがデイサービスセンター 管理者
- ・ 個人情報統括文書管理者 … 高岡市だいがデイサービスセンター 管理者
- ・ 個人情報管理責任者 … 高岡市だいがデイサービスセンター 管理者
- ・ 個人情報管理者 … 高岡市だいがデイサービスセンター 介護職員
- ・ 個人情報文書管理者 … 高岡市だいがデイサービスセンター 介護職員

以上、高岡市だいがデイサービスセンター（通所型サービスA）の提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明をおこないました。

高岡市だいがデイサービスセンター

職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、高岡市だいがデイサービスセンターのサービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者
(利用者本人)

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印

続 柄

高岡市だいがデイサービスセンター（通所型サービスA）
利用料金一覧表
（令和6年6月1日現在）

介護保険の給付対象の利用料 ・ 下段の太字が1日あたりの自己負担額（1割）になります。（月額定額）
※2割負担の方は下段を2乗、3割負担の方は3乗した額となります。
・ 利用回数は、プランによって異なります。

		事業対象者・要支援 1 要支援 2（週に 1 回利用）		
①サービス利用に関わる料金	送迎 有 ・入浴 有	1 日	1 6, 1 8 0	1 月あたり
			1, 6 1 8	
		半 日	1 2, 1 4 0	
			1, 2 1 4	
	送迎 有 ・入浴 無	1 日	1 5, 2 8 0	
			1, 5 2 8	
		半 日	1 1, 4 6 0	
			1, 1 4 6	
送迎 無 ・入浴 有	1 日	1 4, 3 8 0		
		1, 4 3 8		
	半 日	1 0, 7 9 0		
		1, 0 7 9		
②科学的介護推進体制加算		3 6 0		心身の状況等の基本情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算
		3 6		
③介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		① の単位数×0.092		① の単位数の 9.2%を加算
1 ヶ月の請求額		①+②+③+（昼食費 700 円 × 利用回数）		サービス費は月額ですが、食費は回数分の請求となります。

・ 高岡市からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
・ 上記の利用料に下記の料金をご利用分加算します。

介護保険の給付対象外の料金

- (1) 昼食費（食材及び加工費）

(2) 紙おむつ・紙パンツ・パッド代

(3) 無断での中止
- … 1食につき700円（おやつ含む）

… 使用した枚数分の実費相当額

… 事業所への連絡がなく利用をキャンセルし、昼食の欠食届けが間に合わなかった場合（10時00分まで）には、昼食費の700円を負担していただきます。
- (4) 引落とし手数料

… 利用料金のお支払いの際は、引落とし手数料100円＋消費税が金融機関にかかります。

… 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品、機能訓練等に使用する個人用の材料など）については、費用の実費をいただきます。
- (5) その他

例：利用カレンダーを入れるクリアケース代（100円＋消費税）など